

## 特定健診、特定保健指導のご案内 「30歳から74歳」の生活習慣病予防は特定健診で

### ●特定健診とは？

国内の公的社会保険制度に加入している方を対象とする健康診査（以下健診）の制度です。平成20年度からスタートしました。日本人の死因の約6割を占めるともいわれている生活習慣病を予防することが目的です。

※特定健診、特定保健指導は各保険者が実施しています。国民健康保険制度以外の公的保険制度に加入している方＝会社で働いている方が加入している（公）全国健康保険協会（協会けんぽ）所管の健康保険や各種公共団体、学校職員などが加入する各種共済組合保険など＝は、加入している各保険者または職場から案内があります。

### ●充実している内容

大雪地区広域連合（東川町、美瑛町、東神楽町で運営）で実施している健診は、基本的な項目に加えて、心電図、貧血、腎機能の各検査を独自に追加しています。この健診によって腎疾患、心疾患などの病気の方、予備群の方を早期に発見して早期治療へとつながることが期待できます。対象の方の年齢は、国の実施基準より10歳拡大し、通常40歳から実施するべきところ30歳から対象となるよう広げています。この機会を生かして、年に一度は健診を受けましょう。

### ●健診を受けるには？

毎年4月下旬ごろ、対象者の方へ「特定健診受診券」を送付しています。町内、旭川市内の指定医療機関で受診できます。ただし事前に保健福祉課の健診担当、または健診を希望する医療機関への予約申し込みが必要です。当日は受診券、保険証、健診費用を忘れずご持参ください。

### ●高額な費用は掛かりません

健診費用は、受診券に記載している負担割合分の費用を自己負担します（残りは町と広域連合で負担しています）。健診を受ける医療機関によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。自己負担額（1,000円程度）は、受診した健診実施機関の窓口で直接お支払いください。

### ●受診のポイントと健診結果

特定健診は年に一度受診できます。ご自分の体調変化を長期間にわたってチェックできるように毎年必ず受診しましょう。

○健診結果は保管して、今後の健康づくりに役立てましょう。

○職場で特定健診と同様の健診を受けている方は受診の必要はありませんが、健診結果の写しを保健福祉課の保健指導室に提出しましょう。

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎(直) 82-3697  
役場保健福祉課保健指導室 ☎(代) 82-2111 (内線504～506)

## 大雪地区広域連合の新年度予算が 決まりました

28年第1回大雪地区広域連合議会が3月25日美瑛町議会議場で開かれ、総額93億2,300万円（特別会計繰り出し金を除いて実質81億8,789万円）の本年度一般会計と介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療の各特別会計予算が決定しました。（下表参照）

会計区分	予算額	前年対比	うち東川町負担
一般会計	12億2,135万円	106.2%	2,362万円
介護保険特別会計	29億8,727万円	102.6%	1億2,319万円
国民健康保険特別会計	43億4,020万円	96.3%	8,257万円
後期高齢者医療特別会計	7億7,418万円	100.4%	1億3,067万円
合計	93億2,300万円	99.8%	3億6,005万円

### 【一般会計】

議会費、派遣職員等の人件費、一般管理経費、障害支援区分審査会経費、監査委員費で構成しています。

### 【介護保険特別会計】

認定調査などの一般管理経費、介護認定審査会経費、保険給付費の3会計で構成しています。

要介護認定は、毎週1回審査会（審査会委員20人）を開催しています。介護保険料は平成27-29年度を1期とする第6期介護保険事業計画の2年目に当たっています。第5段階である標準的な年額保険料は69,300円（月額5,775円）です。介護予防事業「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行に向けて準備を進め、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう努めます。

### 【国民健康保険特別会計】

大雪地区広域連合3町（東川町、美瑛町、東神楽町）の被保険者に係る必要な保険給付費を見込んでいます。当初予算の段階では所得申告が終わったばかりのため、保険料は具体的な計算をまだ行えない状況です。

本年度においても、医療費適正化特別対策事業、収納率向上対策特別事業、特定健診および特定保健指導を引き続き実施します。

### 【後期高齢者医療特別会計】

後期高齢者医療制度の主な運営は北海道後期高齢者医療広域連合です。その必要見込み額を計上しています。

大雪地区広域連合では申請、被保険者証交付、保険料徴収の各事務を行っています。今後とも円滑な制度実施のために関係機関と連携を図りながら進めています。

お問い合わせ 大雪地区広域連合事務局 ☎(直)82-3697